

葉山町教育委員会 1 月定例会会議録

- 1 開会年月日 令和4年1月19日(水)
- 2 開会場所 保育園・教育総合センター 会議室2
- 3 出席委員 教育長 稲垣一郎
教育長職務代理者 小峰みち子
委員 鈴木伸久
委員 水沢 勉
委員 下位勇一
- 4 出席職員 教育部長 田丸良一
教育総務課長 虫賀和弘
学校教育課長兼教育研究所長 瀧名恵美子
生涯学習課長兼図書館長 中川禎久
学校教育課指導主事 大黒貴文
- 5 議長 教育長 稲垣一郎
- 6 書記 教育部長 田丸良一
- 7 開会 午後2時00分
- 8 閉会 午後3時33分
- 9 次第 日程第1 前回会議録について(葉山町教育委員会12月定例会会議録)
日程第2 教育長の報告事項について
日程第3 議案第14号 令和3年度葉山町教育予算(一般会計補正予算(第8号))(案)について
日程第4 議案第15号 令和4年度葉山町教育予算(案)について
日程第5 議案第16号 葉山町学校給食費の管理に関する条例について
日程第6 議案第17号 葉山町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例及び葉山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
日程第7 各課からの報告
①生涯学習課
日程第8 その他

(開会宣言)

教 育 長) ただいまから葉山町教育委員会1月定例会を開会いたします。

本会議につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定による定足数に達しておりますので、有効に成立しております。

時刻は14時ちょうどでございます。

本日の定例会は傍聴人いらっしゃらないというふうに向っております。よろしくお願いたします。

本日の日程は次第のとおりでございます。会議日程についてご異議ございませんでしょうか。

委員全員) 異議なし。

教育長) ご異議なしと認めます。なお、会議録作成上、質疑の際は挙手をしていただき、こちらで委員の名前を指名した後、発言をしてください。お願いたします。また、質疑をされる時は、何についての質疑か明確にお願をいたします。

(前回会議録について)

教育長) 日程第1「前回会議録について」を議題とします。

説明を、教育部長、お願いたします。

教育部長) それでは、12月定例会につきましてご報告いたします。各委員の皆様には会議録を配付させていただいておりますので、内容については省略をさせていただきます。なお、12月定例会は教育長及び教育委員の出席が5名、開会10時、閉会11時44分でございます。以上です。

教育長) ご意見、ご異議はございませんか。

委員全員) なし。

教育長) よろしいですか。ご異議なしと認めます。以上、前回会議録については原案のとおり承認されました。

(教育長の報告事項について)

教育長) 日程第2「教育長の報告事項について」を議題といたします。

お手元の教育長報告事項と題した別紙、それから最後にお配りしました新しい3観点の評価を取り入れた授業改善というふうに向っておりますペーパーを後ほど説明のときにご覧いただきながら聞いていただけるとありがたいと思います。

記載は、件数としては6件でございます。まず、12月23日(木曜日)に文部科学省の第3回市町村オンライン協議会に参加いたしましたので、そのご報告を差し上げたいと思います。以前も私も参加をし、下位委員も参加をしていただき、小峰委員も参加していただいたんですかね。これの第3回目ということで、今回は出席者の方、全て教育長です。という形に進みました。今回も第1回に引き続いて、2つの分科会に参加をさせていただきました。1つ目は「地域と学校

の連携・協働」についてをテーマとしておりました。秋田県秋田市教育委員会教育長、徳島県鳴門市教育委員会教育長、栃木県宇城市教育委員会教育長、京都府長岡京市教育委員会教育長及び葉山町稲垣で協議を進めさせていただきました。葉山町以外のいずれの市も、既にコミュニティ・スクールを設置しておりまして、実績を出していらっしゃる自治体の発表で、参考になることが多くありました。議題としては、学校運営協議会の委員選定に苦慮されていることや、コーディネーターの発掘、さらには地域住民の広報活動、これが重要だという話題が出されました。小中一貫校の校長を経験された教育長からは、施設一体型の同一職員室になっても、現状の小学校職員と中学校職員のカリキュラムの違いからか、なかなか見えない溝があつて、埋めることに苦慮されたという話も頂戴でき、今後の葉山町での検討課題の一つになったというふうに思います。

今日の午前中の話題の中でも、小学校は、中学校はという話がありましたが、どうもこの話の中で、そこまでいくかと思ったんですが、同じ職員室の中で、それでもやはり溝があると、なかなかそれが埋まらないという話は、なかなかショッキングなお話ではございますね。どうしていくのかというところについては、やはり難しいところで、その教育長さんがおっしゃっていたのは、カリキュラムは違うというのは簡単に言いますと、小学校の先生方は朝からずっと職員室にほぼいらっしゃらない。中学校の先生は、授業数が当然、教科のところでの担任をやっておりますので、空き時間もある。ですので、職員室に戻ってこられる方が、それなりに時間ごとにいるんだそうです。教頭や校長からすると、同じ学校なので、小学校の授業を見に行ったり手伝ったらどうという話をやはりするんだそうですよ。そうしますと、「いや、私たちには授業研究をする時間があるんです」と言って、一切行かないんだと。なかなかそういうところをまた小学校の先生たちも手伝いにも来てくれないという意識があつたりとかで、そこはなかなかね、カリキュラムの違いですとか、運用の違いというのがあると、なかなか難しい点が、要するにフレームだけつくって箱の中に突っ込んでもうまくいかないという見本だなというところで、教育長さんもおっしゃっておられましたし、私どももそういう形で話を伺ったところです。

なかなか、今申し上げたとおり、6年間の小学校と3年間の中学校を同一施設内で一貫校とするという、それだけのことで、継続性がある9年間になることは恐らくやっぱりなくてですね、カリキュラムを小・中一体型の形で考えて、学校の9年間の系統的な流れをつくること、これは非常に必要だなというふうに考えたところです。

続きまして、2つ目の分科会でございますが、「学校における働き方改革」についてが協議題とされました。北海道滝川市教育委員会教育長、栃木県矢板市教育委員会教育長、大阪府守口市教育委員会教育長及び葉山町稲垣の4市町村で協議を行わせていただきました。話題の中心は、中学校における部活動の在り方でした。栃木県の矢板市では、週に1回、向こうでつけた命名ですが、プレシャスデーという名前をつけたそうで、簡単に言いますと、この先に出てくる大阪の守口市では、ノークラブデーと言っているようですけれども、週のうち1回は部活やらないというのを、これ、町村のところで学校にもきちっと周知をした形で運用していると。その中で、部活がある程度、全くやらない日、あるいは時間を圧縮したりする日と、そんな日のところが設定されているというところだそうです。勝利至上主義、これからの脱却。これは非常にやっぱり大きな問題だそうですね。どうしても勝つことが全てだという意識ですね。それから、特に運動部の顧問も、スポーツ科学や医学の勉強するための研修会を開いていかないと、やはり根性論というんですかね、それがまだどうしても残っているところがあるので、そうではなくて、やはり全国大会に出るような部活動をしっかりやっているところは、逆に申し上げますと、部活動の時間も短縮して短いですし、その中で医学的にもきちっと、効率よく、保護者にも生徒にも説明をしながら運動部を、あるいは文化部もそうですけれども、運営をしているというところ、こういうことも研修会の折にはやられているというお話も伺いました。

また、総合型地域スポーツクラブのNPO法人や、スポーツ企業との連携によって、土・日は部活動を委ねてしまっている。経産省が進めている部活動の運営方式を先進的に取り入れているというところの町村も既にあるということでした。

神奈川県内では、二宮町がもう既にそんな形で少し動き始めていますね。モデル地域になっているところです。そこが地域スポーツクラブをやっている人間がもともと私もよく知っている人間で、もともとはJTBの社員でしたね。ただ、JTBのところではいろいろな形の物の考え方をしつつ、もしかして今でもまだJTBの顧問みたいな形で、そこに寄りながら地域型スポーツクラブをやられているんだと思うんですね。そんなことを神奈川県の中でもやっているところが、もう既に出てきているというところです。

その運用の前提としては、部活動にも保護者会を設立して、運営を自治体や各学校に全面的に任せるのではなく、有料化することも既に行われているというところ、これが前提論になっているようですね。教員が土・日にNPOの職員としての身分で部活動に参加する兼職・兼業の許可ですね、これは県のほうが許可す

るんですけれども、基本的に教育公務員は兼職も兼業も基本的には認められていません。これをできるだけ認めていこうという考え方が文科のほう、経産省のほうから出ていますので、こういう許可についても、今お話しした自治体ではいち早く取り入れられて、取り組んでいる。またそうすべきだというお話も伺ったところですよ。

また、ほかの話題としては、これまでの学校が全て担うという考え方、何でもかんでも学校が担っていくという考え方を、学校運営協議会であえて話題として、ボランティアを募集したりしていくことで、部活動だけではなくて、教科の支援もしっかりしてもらっているなどの話も伺いました。

2つの協議に参加して、こちらが考えることは、今後の義務教育については、やはり学校がこれまで行ってきた様々な業務を、学校運営協議会できちんと説明をして、地域の中の学校であるという本来の学舎の機能に戻していくこと、これが今の全国の学校で取り組んでいる最大の課題であるということです。教員の働き方改革も、コミュニティ・スクールの推進も、実はもうパンクをしまっている学校という教育組織を、地域の力も十分にお借りしながら、教育行政とともに整理し直して、知識注入型の一番実は簡単な点数主義から、本来の子どもたちにとって一番住みやすい場所としてのわくわくしながら学習に取り組む居場所、その位置としての学校の再構築ということ、これがひとついろいろな形でやってきたころの手段でもあるんだなというふうに再認識をさせていただきました。そうなることで、教員も保護者の皆さんも、また地域の方々も、安心して子どもたちの成長を共に見守っていけるというふうに感じた次第でございます。

コミュニティ・スクールにつきましては、やはり形だけがやはりそこで先に入っても、やはりうまくいっていない。ご苦労されているところの部分も、当然お聞きもしましたが、うまくいっているところというのは、やっぱり地域の方々に学校が困っていること、それから実態を本当の意味でお話しをすることからスタートのようですね。ここを隠していくと、やはりいつまでたってもお互いの中の溝は埋まらないということですよ、協力態勢も得られないということだということがよく分かりました。

続きまして、1月6日の午前中に湘南三浦教育事務所で実施された湘三管内教育長会議についてご報告をいたします。冒頭で、会長の寒川町教育長から新年のご挨拶、その後、所長から伝達事項が次のとおりありました。

まず、残念ですが、いつも教育長会議の冒頭の話はこればかりで、その場に出ると、しゃべる側も聞く側も、あまりいい話ではないんですが、やはり不祥事

の事案、これについて、今回は近隣の中学校教員の不祥事もありましたので、非常に残念なことだというふうに思っています。また、定期試験の故意の漏洩がありました。常日頃、学校では管理職から事故・不祥事防止については話をしているところではございますけれども、残念ながら聞く耳を持たないという結果が現れている。これが残念だなというところで、やはりどの教育長も、そこについては頭を痛められているところでございます。

管理職は、それでもやはり言い続けるということで、防止に努めていくということ、これしかやはり今のところ打つ手がございませぬので、校長会議の折にも常に申し上げておりますけれども、諦めずに言い続けること、職員のほうにしっかりと届くような形でお話をしてくださいということを繰り返し申し上げるということがやはり必要だと思っています。

次に、次年度人事についてのお話がありました。神奈川県内の自治体、政令市も含めて、人事交流の促進が人材育成上不可欠であるということは自明の理なんですけれども、教員の円滑な人事交流が行えないほどの教員の需要と供給のバランスが成り立たなくなってきたということが話されました。葉山町にとっても、深刻な状況が目の前に実はあります。一人でも多くの有能な人に教員採用試験のほうを受験をしていただいて、合格してもらいたいということ。また、しっかりと新採用者を温かく見守りながら成長させていく人材育成方法を構築することが、当然求められているところでございます。

次に、文部科学省が小学校の教科指導充実のために予算要求をしていた小学校の専科教員の財務省との予算決着について、概算要求ベースでの話がありました。全国でも予算規模が非常に圧縮された結果、湘三管内の各自治体には各1名をも加配できない状況であることが報告されました。これは簡単に申し上げますと、湘三管内の各市町村に1名ずつでも全部来ればよかったです、残念ながら配置がないところの自治体もあるというところの予算ベースであるというところでございます。葉山にとっては、1名でも早く加配をしていただいて、今後の小中一貫校のカリキュラムづくりの方策のモデルをつくっていきたいと考えておりますので、ぜひ配置をしていただきたいなというふうに考えているところです。

その後、各課長から事務連絡があり、各自治体からの報告となりました。こちらからは4点、皆様のほうに各教育長に報告とお願いをさせていただきました。

1つ目は、さきにお話をしました教員数が本当に需要数に足りていない状況ですので、来年度から通常の形の教員を、臨任等を探すやり方ではなくて、前にもお話ししたかもしれません。NPOのTeach For Japanという団

体があります。この団体の考え方は、一般の免許を現在お持ちでない方々も、2年間臨時免許を県が発行して、フェローシッププログラムというふうに向こうは呼んでいますけれども、しっかりと教員になりたいという方々を、免許もない形なんです、臨免を発行していただいて、各町村で働いていただくということなんです。これは既に九州の各県、それから広島を中心に、もう既に今申したところの地方は教員の需給数、全然足らなくなっている実態がありますので、Teach For Japanはしっかりと面倒を見ていく、その民間のNPOの人たちが面倒を見ながら2年間きちっと整理をして、各県のところ、町村のところで働いてもらうというところ、これを葉山としては来年度、1名でもしっかりとした方を送っていただきたいというところでお話をしていますよということをごさきんにお話をしました。

これについては既に昨年度、鎌倉市で1名、実績がございます。同じように葉山とともに、なかなか教員が足りないということでご苦労されているお隣の三浦市のほうも、やはりTeach For Japanのほうに申請をして、いい方を紹介してほしいということで、現在申請をされているということをごさきんを伺っております。Teach For Japanは、既に5期になりますけれども、57名の2年間の修了者を育成していて、そのうち32名がそのまま教員採用試験に合格し、教員となっています。したがって、免許がなかった方が2年間の間に通信教育等々含めた形で免許をお取りになっているということですね。そういうことだと思っただけだと思います。その他の修了者は再び民間に戻られたり、起業をされたり、NPO職員になったり、NGOの職員になったり、そういう方々がいらっしゃるということのようです。

2つ目に、今後のGIGAスクール関係の今後の機器の更新の方針や、電子教科書の導入や教材の導入を、湘三管内でしっかりと共有してほしいというお願いをいたしました。例えば端末、パソコンについては、国から児童・生徒個人に所有が譲渡されているものではありませんので、本人たちのものでは当然ないんですね。ですので、どんな形で5年間使用した後に各自治体が新しい端末機を配備する計画であるのかも、現在は全く不明です。省庁も、この考え方については今のところ明示をしていません。今の中3、現中3は、次年度、高等学校に入学するそのときに、公立高校の場合はこの4月に入学する生徒たち全員に対して、各高校がこのパソコンを事前に購入して準備してくださいというペーパーが、合格をした後に全員にまかれることとなります。推奨PCを購入してくださいという入学者の説明会のときですかね、そんなときに指示がされて、自分で購入することになり

つとなるんですけれども、今年度の小学校の1年生は、現在の小学校1年生が使用しているPCが各教室にあるので、それを使っていくことになります。お分かりになりますでしょうか。人に渡されているわけではないので、皆さん見ていただいたときに、教室の黒板の右側にパソコンが入っている棚みたいなのがありますよね。あそこにパソコン全部入っています。ですから、あそこでどのパソコンを使ってもいいようになっているパターンもありますし、番号がついていて、自分はこれを使ってくださいねとなっている場合もあるんですが、いずれにしてもあれは個人に譲渡されているものではないので、学校に配備されているだけのものです。ですので、今の1年生は、上に上がれば2年生の教室に配備されているPCを使います。今度入ってくる小学校の1年生は、今、1年生が使っているものを使うようになる、そういう形になっているんですね。ですから、そのところというのが、なかなか、PCが配備されたから、あのPCは僕のものだ、私のものだと思っている人たちがいらっしゃるんですが、実はそうではないんだというところですね。

令和8年度には全てのPCの更新時期がほぼ来ます。大体5年が限度ですので、令和8年度のところでは、もう今のPC、多分使えなくなってしまうという状況が来るというふうに思っています。残念ですけども、国からの補助金があることは、恐らくもう想定できない。今の小学校1年生は6年生になるときに、どんなふうにするのか、早めに各自治体は決めて、想定もして、ご報告も順番にしていかなければならないという状況にあります。今の4年生は、中3になるときに更新時期を迎えます。そこを捉えると、どんなふうにしていくべきなのか、各自治体で差が出るのは非常に問題が大きいので、課題の共有と情報の共有をしっかりと湘三管内の各自治体で、課長のレベルで結構なので、しっかりと共有してほしいと。そこに差が出ないようにしてもらいたいということをお願いをしたところです。

これは、実はパソコンの中に入っている教材についても同じです。教材関係のアプリケーション、実は今現在も各市町村で入っているものが全然違います。いわゆるデジタル教科書、これもだんだんと入ってくるんですけれども、自治体によってはいつから入れるかというのも、自治体の体力等々によって違ってきてしまいますので、ここも大きな問題がやっぱりあると思いますね。だから、表面的に私たちが一般的に新聞等々で知っているレベルで言うと、どうもいわゆる皆さんに平等にいろんな形のものが配られているという、何となく錯覚を皆さん持っているんですが、実は全く違いますよというところがあるので、お隣の逗子とも

違います。三浦市とも違います。鎌倉とも違います。前にも申し上げたかもしれませんが、パソコンのいわゆるOSと言われるウィンドウズであるとかアップルのiPad系であるとかということすら違いますので、ここについてもできれば統一感を持ってやっていかないと、変な話ですけど、先ほど申し上げた令和8年のときに更新を迎えて、現在の4年生が仕方がなく中3になるときに新しいパソコンを買うかと買ったとしますよね。1年たったら高校へ行くわけですよ。高校へ行ったら今度は違うパソコンを買ってこいと言われるんですね。これもまた非常に困った話ですので、この整備もしっかりとしていくということが、多分教育行政全体の中で必要になっていくというふうに考えていただければと思います。

それから、次に葉山にはオルタナティブスクールの小学校が、こちらで分かっているレベルで3つあります。ですので、保護者が選択をして、そちらのスクールに通って、小学校では不登校扱いになっている子どもたちについて、連携を図るために公的に連絡会を始めましたよという報告をさせていただきました。この連絡会は、今後も定期的な実施をしていくつもりであります。これも前に申し上げたとおりですが、葉山の場合には、どこに通っているという、オルタナティブスクールのどこかに通っていますということがちゃんと報告をされていくと、出席に関してのところの考慮もされているはずですよ。ところが、隣の逗子ではどうなのか、三浦ではどうなのかというと、これもまた扱いも全く違いますので、様々ここにも大きな問題は実はあるんだということですよ。

最後に、校長会のところでよくお話を校長先生にさせていただいておりますが、最後に教員が県費負担職員であるという意識づけをしっかりとしてもらっているんですよという話を、あえて差し上げました。つまり、葉山の町で雇っているわけではなくて、神奈川県が県費、簡単に言うと義務ですから国庫負担になるんですよけれども、国庫負担のところの部分で、さらに県費のところをしっかりと県の中で自治体にお金を出して、そして葉山の町で働いていただいているんですよということの意識を教員にしっかりとつけてくださいという話を校長会議でよくしています。その話をあえて湘三管内の教育長さんたちには、こんなことを最近話をしていきますということをしました。これは先ほどあった不祥事、事故・不祥事の関係にもつながる話でございまして、各校長から事あるごとに話をしてもらっているというところ、これは非常に重要な点だと思っていますので、私のほうからは、これから先も葉山の先生たちは県費負担職員なんですよということについては、やはり認識をしっかりといただこうというところで、あえて教育長会議

でもお話を差し上げたところです。

教育長会議については以上でございます。

続いて、当日併せて実施されました、これは午後でございますけれども、定例校長会議と小中一貫教育推進会議についてご報告を申し上げます。まず、小中一貫教育推進会議については、私、午前中、教育長会議に出ておりましたので、田丸部長をはじめ各課長のほうで進めていただいたところでありまして、今日午前中に皆さんに見ていただきましたリーフレットがございましたよね。A3判で折込みが入っている。あのリーフレットの素案をこの会議でお示しをいたしました。今後さらにご意見を頂きながらブラッシュアップをして、これにつきましては今日も午前中お話があったとおり、あれを使いながら、できるだけ校内でしっかりと理解をしていただきたいこと。さらに、これが保護者の方に理解をしていただきたい。さらに言うならば、町民の方にも理解していただきたいというところの一つのペーパーになるんだというところで、各委員の方々にもしっかりと見ていただいて、より分かりやすいものがあるのかどうかということも含めて、素案を提出させていただいたというところで、とにかく理念形成にしっかり役立つというふうにしたいというふうに考えています。

完成はまだもう少し最終形は先になるかもしれません。3月のいわゆるシンポジウムの折までには完全な、これで大丈夫だというところのものにしたいというふうに思っておりますので、各委員のほうからも、ここはこうなんじゃないかというご意見がありましたら、ぜひ教えていただければありがたいというふうに思っております。

続きまして、校長会議につきましては、まず校長先生方をお願いしたのは、当然、当たり前のようにやっていただいているはずなんです、これまで以上に学校の教員と話をしてくださいというところをお願いをしました。やはりどちらかという、私も校長職をやっておりましたが、1年間のうちで、しょっちゅうしゃべっている教員と、年のうちに面接のときとか、何回かしかしゃべらない教員と、どうしても出てくるのが実態です。でも、それを校長先生、分かっていると思っておりますので、あえてよりたくさん事を捉えて話をしてくださいと。学校の先生たちは、最終的には校長先生と何らかの話をするのが嫌いではあまりないんですよ。ですので、お話をしていただきたいという話をここでは差し上げました。先ほど申し上げました事故・不祥事防止の観点からも、ぜひお願いしたいというところの部分でした。

次に、コロナ関係のところですか。これについては、もう現在も、先ほども少し

担当のほうからお耳に入ったかもしれませんが、オミクロン株がやはり非常に感染が、デルタ株のときに比べて非常に感染拡大の数が多くなってきています。一つは、延期をした中学校の修学旅行、これをどうするんだという話が当然あります。現状のレベルのところでは、当然あまりいい形で中学校長、逗子のほうも含めてですけれども、いい話としての結論が出るとはあまり思っていません。非常にかわいそうなことだというふうに思っています。ですので、これ自体はぜひ、仮に中止になったときにも、宿泊を伴わない形で何らかの修学旅行には、代わりにはなりませんけれども、本人たちにとって、自分たちで考えて何かできることがあるのかということで、代替のものがつくっていきけるような形になっていただければありがたいと思います。まだ最終決定ではありませんけれども、非常に厳しい状況にあるというところがありますので、これについてお話をしました。

それから、高等学校の公立の選抜入試、これもこのコロナの関係で、去年は私は県立高校にいましたが、今年もさらに事務レベルで出願、合否、いろんなことを含めて、教員が行わなければならないというところの事務レベルが、少し増えると思います。さらに、罹患をする、あるいは濃厚接触者になってくるという子たちに対しての追検査の様々な事務レベルのこと等々も、本当に煩雑になってくるといふところもあると思いますので、十分に配慮してくださいというところで、これもお願いをしたところです。

これは私たちの行政の人間たちにもそうですけれども、同じことが言えますが、調子が悪いときというときは、これは子どもたちだけではなくて、教員も逆に勇気を持って、しっかり休んでいただきたい。どうも子どもたちも、それから教員も、ちょっと調子が悪くても来てしまうというところがどうしてもありますので、今そうではないという状況になってきていると。蔓延防止措置というのが申請されていますので、今のところはその勇気を持って、駄目なときには、調子が悪いときには無理しないで休んでくださいということ、これも教員にも子どもたちにも、ぜひしっかりとお話をしてくださいと。さらに保護者の方にも分かりやすく連絡をしてくださいということをお伝えしました。これから先のところでのオミクロンがどうなるか、ちょっと分かりませんので、まだピークアウトするといふところが見えませんが、なかなか難しいところだと思っております。

それから、中学校の給食提供関係についてのお話もしました。これについては、完全給食の実施に関わる校内周知について、これは正式には次年度の予算可決後に完全決定するわけですが、令和5年の4月から完全給食に変わるんだよということ、これは食育の考え方からしっかりとカロリー計算をされているもの

なんだよというところも含めて、これは当たり前の話ですが、小学校のときよりはカロリーが高くなるに決まっているわけですから、中学校ですからね。年代に応じた栄養の摂取の考え方がしっかりと導入されていくんだというところ、これも周知をお願いするということで、校長先生方にはお話を差し上げました。

最後に、Society5.0の実現に向けた教育・人材育成に関する政策パッケージ、これは内閣府、総合科学技術・イノベーション会議、教育・人材育成ワーキンググループがつくったものですが、これについて、別紙で校長先生方には差し上げてあります。このペーパー自体は、この会議の後に管理職向けの研修会を行いました。そのところでも恐らく役立つものだということで、時間の関係もありましたので、お持ち帰りになってお読みになってくださいということをお話をしました。

政策パッケージの位置づけというものは、簡単に申し上げますと、昨今よく言われるウェルビーイング、これを実現できる社会としてのSociety5.0の実現を目指して、今後5年程度という時間軸の中で、子どもたちの学習環境をどのように整えていくのか、各府省を超えて政府全体としてどのように政策を展開していくのか。そのロードマップの作成を目指すことがパッケージ策定の目的であるとされており、子どもの学ぶワクワク感、教科の学びが自分の設定した課題の解決に生きているという実感、自分の学びを自分で調整する力をどう育むのか、「好き」や「夢中」を手離さない学びをどう実現していくかなどのロードマップを敷くこと。そして、子どもたちの学びを支える主体を多様化し、学校だけでなく、地域や保護者、企業、行政など、社会全体の理解と連携のもとに、社会全体で教育、人材育成政策を推進する見取り図を示すとしています。少し長いですがけれども、社会全体で総ぐるみ、ひっくるめて子どもたちのワクワク感を喪失させないようにしましょうと、そういうことなんでしょうかね。今後の教育の在り方を示す一つの方策として、お示しを差し上げたところです。

当日、一番最後は、管理職に対する研修会を行わせていただきました。先ほどお配りした裏表のペーパーのところが大卒の後藤先生がお話をされたエッセンスでございます。これは、学校を変えていくにはまず管理職の思考と最新の教育を理解してもらいたいという考え方、つまりしっかりとしたカリキュラムマネジメントを今後してもらうために行った研修会という位置づけでございます。当日は先ほど申しあげました教育ジャーナリスト、アクティビストの後藤健夫さんにおいでいただいて、新しい3観点評価を取り入れた授業改善というテーマで、新しい教育の考え方について、約90分講演をしていただきました。この日はドカ雪の

日だったですから、講演は面白かったんですが、先生たちも私たちも、外を見るとどんどん雪が積もっていたわけで、先生たち、帰れないんじゃないかと思って、それを心配しながら、それでも講演の内容は非常に新しい物の考え方をたくさん話していただいたところがありますので、非常に面白かったというところで、校長先生、教頭先生、全員出席をいただきましたが、今回は全員の方々から、講演が終わった後のところでの感想というか、自分なりの得たものというんですかね、それをペーパーとして、簡単に言うとインプットしたものを先生たちもアウトプットしてくださいねという意味で提出をしていただきました。これ、後藤先生のほうにお渡しをする形になりますが、私ども読ませていただきましたけれども、非常に校長先生方も真剣に聞いていただいて、今後の葉山の教育の中で物の考え方の一助にはなったかなというふうに思っています。

講演の中で、今日お配りした中には、ここにはすぐに出てこないのかもしれませんが、何回も出てきた言葉が、OECDの教育局長のアンドレアス・シュライヤーさんが言っている「教育者にとってのジレンマなのは、最も教えやすく最もテストしやすいスキルというものは、最もデジタル化、自動化、外部委託に移行しやすいスキルであるという事実である」という言葉だったんですね。これ、非常に今の世の中、教育をそのまま指しているものでございまして、読んだだけではお分かりにくかったと思いますけど、簡単に言うと、デジタル化に一番適しているのは、これまで私たちが教育として行ってきた知識の暗記レベルのところ、あるいは単にそれを処理するであると。つまり、これはパソコンが全部もうやりますよということですね。ですから、教育はやはりこれまでの教育の方式を変えていかないといけないですよというところの一つの比喩的な文章だと思っていただければというふうに思います。

この言葉は、教育者にとって、私たちにとって、非常にある意味で重い言葉です。いわゆる知識注入型のスキルはAIに取って代わられてしまうということ、今申し上げたとおりです。それを能力として評価育成してきたこれまでの教育は、これからの教育では必要とされませんよということを示しています。後藤さんの講義のスタートは、今回の講義は具体的な何かを解決する方法論を示すことではないということから始まりました。批判的思考やリスクリー（これまで獲得したスキルを一度捨てること）ですかね、が、若者たちにとって必要な人材育成の要素であるということですね。これ、簡単に言いますと、とにかく今までのように、私たちは学校の教員から言われたことをそのまま受けて、それをそのまま一生懸命頑張るというのが、特に私より上の方々の受けてきた教育だったと思いま

すけれども、それは駄目なんだと。要するに、常にいろんな形で、批判的な思考回路を持ちながら、課題設定をしながら物を考えていくべきなんだよというところの話です。教育者にとっては、その教育を行っていくためには、これも前に申し上げました。アンラーニング、簡単に言うと学習棄却というふうなことですけれども、今まで私たちが教育者として蓄積してきた経験知を捨てなければならない。今までのやり方を捨てるということ、こういうことを行わなければならないので、ある意味で非常にきつい。そういう時期を迎えているということだというふうにお考えいただければと思います。

今日も何回も出てきましたPDLの学習方針、課題解決型の学習への転換、これは脱正解主義、脱自前主義、脱予定調和、脱一律一斉であることを教育者は理解することが必要だというお話でした。受動的学習から能動的学習へ、これは個別進度学習、アダプティブラーニング、個別最適化学習、これにもつながっていくことになります。成績評価は観点別評価に移行し、テストの点数やノートや提出物をもとにした評価が、ただ通知されていることから、どの観点で今後どのように取り組んでいくのがいいのかを共に保護者と子どもたちと考えていく評価への転換がなされていくということです。単元別のテスト結果を3段階や5段階で評価するほうが分かりやすいというふうに思えるんでしょうけれども、それでは結果的にできなかったところをいかに埋めるかという形でのこれまでの知識注入型で生み出された、うまくできない、不得手の意識の増大の再生産でしかないということです。教員の授業改善と保護者の意識改革もさることながら、子どもたちの学習への意欲を課題解決型に仕向けていく契機になるのが新しい学習評価だというふうなお話でした。

デジタルから抜け落ちるリアルという言葉も、何回も出てきました。それこそ教育の根幹であり、子どもたちがこれから向かっていく未来への力になっていくというお話でした。デジタルで何でもできるところの部分から抜け落ちるリアルというのは、一体何を指しているのかということは、これ、非常に考えていかなければいけないことだと思いますが、簡単にグーグルで調べたもの、いっぱい出てきますけれども、これでは多分リアルはの中には存在しないというのは、多分誰でも分かっていることなんですよね。ですので、そこから抜け落ちていくリアルというものを、どんな形で教育がしっかりと子どもたちとともに考えていくのかということが提示されたんだというふうに考えていけばいいというふうに思っているわけです。

後藤さんは最後に、何のための教育かと、管理職の皆さんに問いを投げかけて、

教育の最上位目的は、若者のウェルビーイングであり、教育は若者の未来のためにあるとおっしゃっていました。管理職には全員から講義後、先ほど申したとおり感想を悉皆で提出をしてもらいました。これはしっかりと、ある意味では教育の中でもこれは非常に必要なことですが、講義を受けた後のところのフィードバックもしっかりとされている文章が皆さんから提出をされたことは、ある意味で、こちらとすれば仕掛けてよかったなという講義であったというのも事実だと思っています。これを管理職の方が学校に戻られて、いかに教職員に自分の言葉でお話をされるかということが、ある意味ではすごくキーになってくるんだろうなということも考えているところです。

報告の最後になります。最後に1月10日（月曜日）午前11時から、葉山町の成人式が開催されたことをご報告いたします。成人式には約270名の成人の方が集まってくださって、全成人のおよそ80%の出席があったというふうに伺っています。葉山は非常に成人式の出席率がいいですね。非常に式の中身も温かいものでございました。町長と町議会の議長からの祝辞も頂戴したところですが、それにもまして、この成人式をつくってくれた実行委員の方たち、その子たちが本当に一生懸命、事前の打合せも何回も何回も、中川さんが一緒に立ち会ってくださっているんでしょうけれども、繰り返しながら、本当に温かい形の成人式をつくってくださったということについては、本当にありがたいことだというふうに思っています。

式が終わった後に、これも葉山の小さいからできるんでしょうけれども、各小学校・中学校から恩師の方々が参加をしてくださって、そして各小学校・中学校から代表の先生が1人ずつ、成人の方々にお声かけをされていました。その終わった後、外に出てから、さらにいろんな先生たちとお話をしていましたけれども、とにかく成人の皆さんは昔の仲間や恩師と語らったり、写真撮影を一生懸命したり、とにかく楽しそうにされていたということが一番だと思いますし、これで成人として大人の仲間入りをされたという一区切りにはなったんじゃないかなというふうに考えています。何人か、お知り合いの方々のお子様、お孫様もいらっしやったということで、本当におめでとうございませう。ご苦労さまでございました。

長くなりました。私からは以上でございます。何かこれまでのところで、校長会議を含めてですが、ご質疑等ございますでしょうか。小峰先生、お願いいたします。

小峰委員) 3点質問させてください。まず1つは、教育長がオンラインで参加された、文部科学省の市町村オンライン協議会で、小中一貫について、それを実践されてい

た教育長さんのご参加もあったということなのでお伺いするのですが、午前中の総合教育会議のときにも思ったことですが、いわゆる6・3制、小学校6年、中学校3年。それを実質的に見直したいというか、制度的に変えることはできないけれども、例えば5・4制にしてみるなど学校の中で裁量でやるよう、そのような取組を設定した例などのお話があったかどうか、いかがでしょうか。実は、私も10年以上前なんですけれども、京都の御所南小学校というところにお訪ねしたことがあって、そこでは中学校と、施設的には一体にはなっていないんですけれども、6年生だけが、6年生になったときに中学校のほうに行って授業を受けるということをやって、そうした取組みでの中1ギャップをなくすとか、小中一貫への一歩みたいなものをされていました。10年も前なんですけれども、今現在もそれが続いているということがあって、一つの取組み方としては、そういうのもあるかなと、ずっと思っていましたので、教育長がそういうようなお話を聞かれていたかどうかということのお尋ねが1点です。

それから次、定例校長会議の中から2つ。まず、協議事項の中の5番のデジタル教科書の実証事業というのが、どういうものなのか。一応資料を頂いているんですけれども、ぱっと見ただけでは理解しにくいところもありますので、簡単でいいですので、ご説明いただきたいということ。

それから、6番目の校務分掌組織の検討ということ。この検討を行って、各学校で校務分掌を見直しをすることによって、どういうメリットを期待しての提言と例示なのかということも伺いたいと思いますので、以上、3点です。

教 育 長) 分かりました。3点のお伺いです。1点目は私のほうから、2点目は指導主事です。3点目、校務分掌のほうは課長でいいですか。では、こちらのほうから。

まず1点目、協議会の折に、いわゆる先ほど申し上げた例のところの学校は、残念ながら4・3・2制と、そういうものをとっていませんでした。したがって、6・3がそのまま小中一貫の中の建屋はそうなっているけれども、カリキュラム的などところで連携はしているというお話はありましたけれども、実態としてのところで4・3・2のような形での大きなブロックの物の考え方、教育の違いというところには踏み込んでないというお話だったので、それもあって恐らく先ほどのような話が出てきたんじゃないかなというふうに考えています。ですので、部長とか各課長と話している葉山の物の考え方は、恐らく小峰先生がおっしゃっていただいたとおり、御所南小と多分同じような物の考え方をしていかないと、なかなか厳しいだろうなというところの想定はしております。よろしいでしょうか。

では2つ目です。デジタル教科書の実証実験関係、大黒指導主事、お願いします。

学校教育課指導主事) デジタル教科書の実証事業については、児童・生徒が使う教科書のデジタル教科書になります。来年度から全国の小・中学校の小学校の5、6年生、中学校は1年生から3年生を対象に、英語については全国で小・中学校にデジタル教科書が配布されます。併せて、希望する自治体には2教科目として、もう一つ教科を選択することができます。本町としては、英語ともう1教科でデジタル教科書の実証事業に参加していきたいと考えております。

小峰委員) デジタル教科書って、一度取り込んでしまえば、それはずっと使える、次のときも使えるものになっているのですか。そうすると、毎年毎年、1つずつ増やしていけば教科が増えるということになるのでしょうか。

学校教育課指導主事) 教科書自体はクラウド上にありまして、児童・生徒が自分のアカウントでログインしたときに、その教科書が閲覧できるという形になっています。また、児童・生徒が一人一人のアカウントでログインすることで、例えば教科書に書き込んだ内容なども、そのままクラウド上で保存して使うことができます。そのアカウントの使用期間が1年間ということ限定されておりますので、令和4年度限りの使用という形になります。

教 育 長) デジタル教科書については、10年ぐらい前ですかね、一番最初にスタートしたのは佐賀県がやって大失敗をした例があります。これは著作権のところクリアしてなくて、1年ごとにダウンロードしなければならないということが後になって判明したということがあって、今はそうではなくて、クラウド上のところで、アカウントで認証をかけているので、そこについての大きな失敗はないだろうし、恐らくは購入してしまえば、その後は使っている都道府県は何年間使ってもいいよという話で、多分著作権的には問題がない形になるというふうに考えています。

では、3つ目、よろしいですか。校務分掌組織の検討についてのメリットを含めてのお話を。

学校教育課長) 総括教諭の制度が導入された際、併せてグループ制を導入するという形で、神奈川県に入ってきたかと思えます。しかしながら当時はなかなかそのシステムが理解されず反発も大きかったと聞いております。葉山町の小・中学校においてその落とし込みができてない現状がございました。小中学校管理運営規則にも、総括教諭の位置づけやグループ制について定めてはいるものの、なかなかそういったグループ制をしきながら組織的に学校の中で校務分掌を担うというシステム化がされてないのが現状でした。

特に小学校においてその傾向が強く、現状を言いますと、見えない仕事がたくさんあるところを、ほとんど教頭が担っているというような状況がございました。そういったところを含めて、本年度、葉山小学校がそこを見直そうという形で動き出し、歩み始めてくださいました。その流れを受けて全学校で組織の再構築を検討しております。

校務分掌の組織化のメリットとしては、やはり役割分担の明確化をしっかり図っていくことができます。裏で教頭先生が今まで担っていた様々なものをそれぞれのグループに落とし込めるというメリットもございます。まずは役割分担を明確化して、誰が何をするのかというところをきちんと見える化する。そうすることで、それぞれが担う役割の責任の所在が明確になることもメリットとしてあげられます。当たり前のことになりますが、そういったところを見直していこうと考えております。

さらにメリットを付け加えるとすれば、総括教諭が、総括教諭の人数がないところは次期総括教諭の候補がグループのリーダーになることで、グループ内で提案内容を検討することがシステム化され、内容の精査が図られます。したがって、小集団の中で人材育成を図ることができることもメリットかなというふうに思います。総括教諭も、自分の所掌したグループ内の業務の進捗状況を把握し、若手の先生には事前に声かけして、いついつまでにこういうものを準備しようねというような声掛けも生まれます。その中での人材育成が図られることも大きなメリットだと思います。

グループ制でしっかり、職員会議等に提案する内容をもんでいただくことで、会議を複数回持っていたところの精選化が図られ、働き方改革を進めていくことも可能になると考えます。今申し上げたところがメリットになると捉えております。

小峰 委員) ありがとうございます。私は校長を退職してから10年以上たってしまいましたけれども、実際に私がいた学校でも組織をグループ化して運営していました。大変メリットが多いというか、会議が短縮するのと、今、課長がおっしゃったように、今までどこがやるのか分からないような問題を、ちゃんとそのグループで見つけてくれることができて、大変丁寧な提案をしてもらえることが多くなったんですね。そういう意味でも、学校全体をすくう、学校の課題をすくって提案できるような会議になってきました。校務分掌としても別に総括教諭がいる、いないは関係なく、それぞれが責任持って、そういう目で学校を見直すというか、見てくれることができたので、大変いい試みだと思います。ぜひそれぞれの学校で導

入していただけたらいいなと思いました。

教 育 長) ありがとうございます。ほかにご質疑ございませんか。下位委員、どうぞ。

下 位 委 員) デジタル教科書について、もう少しだけ教えてください。

英語に関しては来年やることは決定という認識でいいのでしょうか。(「はい」の声あり) 1年間限定で実験的に使用させていただくような位置づけかと思えます。デジタルですが、教科書にメモしたりしたものはクラウド上に保存されて、その1年間はそれを見ることができる思うんですけど、その子どもたちが3年生になったときに、2年生のときに自分のメモしたものが見られるのかどうかということ。もう一つ、紙の教科書が同時にもらえるのか、デジタル化したらデジタルだけなのか。これが2点目。3点目は、学校のインターネット回線のほうは大丈夫ですか。

教 育 長) 以上3点でございます。メモが後になったときに見えるのというお話と、それから回線速度の問題は当然そうですね。それから紙媒体の教科書とデジタルの教科書、共に配布されるのかというところの3点でございます。大黒指導主事、お願いします。

学校教育課指導主事) まず、1点目のクラウド上に記録したものが学年が上がったときに見られるかどうかに関しては把握できておりません。今年度、既に一部の学校で実証事業に参加しておりますので、データが引き継げるかどうかということも含めて、改めてお答えしたいと思います。

2点目の紙の教科書が配られるのかということについて、紙の教科書は全員に配られます。

3点目の回線速度に関しては、本年度、一部学校で使用しておりますが、デジタル教科書を使用したことよっての不具合の問合せは来ておりませんので、現時点では問題ないと考えております。

教 育 長) よろしいでしょうか。ほかにご質疑等ございませんか。

よろしいでしょうかね。それでは、ご質疑がなければ、これにて質疑を終結します。

以上、教育長の報告事項については、これをもって終了といたします。

(議案第14号)

教 育 長) 日程第3、議案第14号「令和3年度葉山町教育予算(一般会計補正予算(第8号)) (案)について」を議題とします。

議案について説明をお願いをいたします。教育部長、お願いいたします。

教育部長) 議案第 14 号 令和 3 年度葉山町教育予算(一般会計補正予算(第 8 号))(案)について。

令和 4 年葉山町議会第 1 回定例会において、令和 3 年度葉山町教育予算(一般会計補正予算(第 8 号))(案)に係る議決を経ることについて、異存がない旨を申し出るものとする。

(別紙)

令和 4 年 1 月 19 日提出

葉山町教育委員会
教育長 稲垣一郎

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき、町長より教育委員会の意見を求められましたので、葉山町教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第 2 条第 1 項第 4 号の規定により提案するものです。

それでは、別紙により概要を説明させていただきます。歳入では、国庫補助金の学校保健特別対策事業費補助金につきましては、歳出で新型コロナウイルス感染症対策の保健衛生用品として、各小・中学校に大型冷風機を購入させていただきますが、その財源として交付されるものでございます。

次の、葉山しおさい公園使用料は、コロナ禍において閉園等の影響で入園者数が減ったことに伴い、減額補正をさせていただくものでございます。

続いて、歳出。歳出では、葉山町教育基金積立金については、町に寄附された新型コロナウイルス感染症対策寄附金を基金に積み立てさせていただくものでございます。

小学校・中学校の施設管理事業では、歳入でもご説明しましたが、各小・中学校に感染症対策として大型の冷風機を整備させていただくものでございます。また、中学校につきましては、葉山中学校トイレ改修工事実施設計業務委託の入札差金について、併せて減額更正をさせていただくものでございます。

補正予算については以上です。

教 育 長) これより質疑を行います。質問と回答は簡潔明瞭をお願いいたします。質疑等ございますでしょうか。

よろしいですか。質疑等なければ、これにて終結します。

議案第 14 号について、承認することにご異議ございませんか。

委員全員) 異議なし。

教 育 長) ご異議なしと認めます。

以上、議案第 14 号「令和 3 年度葉山町教育予算（一般会計補正予算（第 8 号））（案）について」は、原案のとおり承認されました。

（議案第 15 号）

教 育 長） 続きまして、日程第 4、議案第 15 号「令和 4 年度葉山町教育予算（案）について」を議題とします。

議題について、教育部長、説明をお願いいたします。

教 育 部 長） 議案第 15 号 令和 4 年度葉山町教育予算（案）について。

令和 4 年葉山町議会第 1 回定例会において、令和 4 年度葉山町教育予算（案）に係る議決を経ることについて、異存がない旨を申し出るものとする。

（別紙）

令和 4 年 1 月 19 日提出

葉山町教育委員会

教育長 稲垣一郎

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき、町長より教育委員会の意見を求められましたので、葉山町教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第 2 条第 1 項第 4 号の規定により提案するものです。

それでは、別紙により概要を説明いたします。教育予算全体では、歳入は 1 億 6,391 万 6,000 円で、前年度対比 1 億 2,026 万 2,000 円の増、歳出は 12 億 5,473 万 4,000 円で、2 億 8,198 万 5,000 円の増となっております。

主な増減は、歳入では使用料のうち南郷上ノ山公園使用料について、現在東京電力が鉄塔の工事のため資材置き場として占用許可されている分が減額となることから、1,427 万 4,000 円の減。国庫補助金については、葉山中学校トイレ改修工事の実施により、学校施設環境改善交付金が見込まれることから、2,708 万 5,000 円の増。基金繰入金は、昨年度ご寄附を頂いた学びをとめない寄附金及び先ほどご説明した新型コロナウイルス感染症対策寄附金を積み立てさせていただいた教育基金から、小・中学校にプロジェクターの整備をするための財源として取り崩すことによりまして、751 万 6,000 円の増。雑入については、学校給食費の公会計化により 9,912 万 7,000 円の増などとなっております。

歳出では、小学校費が 1 億 1,730 万 2,000 円の増で、主に給食費の公会計化によるものでございます。また、中学校費の 1 億 5,136 万 9,000 円の増は、葉山中学校トイレ改修工事や、暫定的ではありますが、中学校給食実施に向けた暫定期

間の配送車両や厨房機器等の調達を行うための中学校給食調理配送等業務委託などによるものでございます。なお、この業務委託につきましては、3番の債務負担行為で令和4年度から令和9年度まで、限度額3億3,008万円の債務負担行為を設定させていただいております。

1ページめくっていただいて、歳出の事業別の主なものをご説明させていただきます。項番10番、教育情報ネットワーク事業では、ICT指針策定のためのアドバイザー謝礼を計上するとともに、校内ネットワーク保守業務委託を計上しております。次のコミュニティスクール事業では、長柄小・南郷中合同の学校運営協議会を設置するとともに、小中一貫推進事業では、学校管理職教員向けの研修を実施するとともに、学校教員の先進地視察に伴う旅費を計上し、令和7年4月、施設分離型小中一貫校の実現に向けた取組を進めてまいります。

項番18番、町費教職員等配置事業では、ICT支援員報酬を増額し、ICTの活用促進を図ります。児童・生徒学校生活支援事業は、指導対象者数の増加により、特別支援教育支援員報酬が増額となっております。

23番の学びづくり推進事業では、従来補正予算により対応していた県委託事業分を当初予算に計上しております。

35番、50番、小学校及び中学校の施設管理事業では、学校施設の長期展望に向けて、葉山中学校区における建物躯体調査を実施いたします。また、本年度実施設計をした葉山中学校のトイレ改修工事や、南郷中学校の屋内運動場の防水工事を実施いたします。

42番及び57番、小学校及び中学校の情報教育推進事業では、普通教室全室に3焦点プロジェクター及びマグネットスクリーンを整備し、ICT環境の充実を図ります。

次に、暫定的ではございますが、親子方式による中学校給食の実施に向けて、45番では上山口小学校給食室の改修工事を、50番では中学校の荷受室の改修工事を行います。また、暫定期間の配送車両や厨房機器等の調達を行うため、中学校給食調理配送等業務委託を計上し、令和5年4月の中学校給食実施に向けた準備を進めてまいります。

次に、次の議案とも関連いたしますけれども、60番、中学校給食推進事業には、学校事務の軽減を図り、収支管理を一元化するため、本年4月からは学校給食費をこれまでの私会計から公会計に移行するため、材料費等を一般会計に計上しております。

少し戻って、55番、中学校部活動支援事業では、吹奏楽部の楽器等、文化部を

中心に部活動備品の整備充実を図ります。

生涯学習関係では、80 番、スポーツ振興事業で、総合型地域スポーツクラブ創設支援のため、助成金を交付するとともに、86 番の南郷上ノ山公園管理事業では老朽化した受水槽の取替工事を行ってまいります。

簡単ではございますが、令和 4 年度教育予算の説明は以上でございます。

教 育 長) これより質疑を行います。質問と回答は簡潔明瞭にお願いをいたします。質疑等ございますでしょうか。

よろしいですか。ご質疑がなければ、これにて終了します。

議案第 15 号について、承認することにご異議ありませんか。

委員 全員) 異議なし。

教 育 長) ご異議なしと認めます。

以上、議案第 15 号「令和 4 年度葉山町教育予算（案）について」は、原案のとおり承認されました。

(議案第 16 号、議案第 17 号)

教 育 長) 日程第 5 に移らさせていただきます。日程第 5、議案第 16 号「葉山町学校給食費の管理に関する条例について」、日程第 6、議案第 17 号「葉山町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例及び葉山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を一括で議題とします。

議案について、教育部長、説明をお願いいたします。

教 育 部 長) 議案第 16 号 葉山町学校給食費の管理に関する条例について。

令和 4 年葉山町議会第 1 回定例会において、葉山町学校給食費の管理に関する条例に係る議決を経ることについて、異存がない旨を申し出るものとする。

(別紙)

令和 4 年 1 月 19 日提出

葉山町教育委員会
教育長 稲垣一郎

提案理由

学校給食法（昭和 29 年法律第 160 号）に基づき実施している学校給食に係る給食費の管理に関し必要な事項を定めるため、条例を制定する必要がある、葉山町教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第 2 条第 1 項第 4 号の規定により提案するものです。

議案第 17 号 葉山町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例及び葉

山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。

令和4年葉山町議会第1回定例会において、葉山町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例及び葉山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例に係る議決を経ることについて、異存がない旨を申し出るものとする。

(別紙)

令和4年1月19日提出

葉山町教育委員会
教育長 稲垣一郎

提案理由

学校給食法（昭和29年法律第160号）に基づき実施している学校給食の運営に関し、葉山町学校給食運営会議を設置する必要があるため、葉山町教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第1項第4号の規定により提案するものです。

私からは以上です。

教 育 長) ありがとうございます。これより質疑を行います。説明がございませうか。教育総務課長、お願いいたします。

教育総務課長) では、私のほうから少し詳しい内容について説明させていただきます。

学校給食費の公会計について、条例の次に添付してありますチラシをベースに説明をさせていただきます。このチラシの2点目にあります国及び県内自治体の状況というところに、赤文字で記してあるんですが、今まで給食費に関しては私の会計で管理していることが全国的に一般的でした。しかしながら、昨今の流れとしては、学校給食費の徴収、管理業務に関しては、地方公共団体がすべきであるというような国の方向性が示されています。先ほど当初予算の中でもお話ありましたが、葉山町においても小・中学校合わせて今現在、約1億円の金額を取り扱っています。これが現状としては私の会計になっているというところが、管理業務の徹底という意味で非常に必要だという認識を持っています。県内の自治体も、かなりの自治体が国等の方針に即して公会計化に移行しているという状況にございます。

それから、具体的な給食費ですが、給食費に関しては条例上、規則で定めるという形にしておりまして、参考に添付している規則では、まだ中学校の給食費に関しては定めておりません。というのも、今年度は私ども暫定方式で、業務委託

をしながら調理をしていくという関係もございますので、そうした業者との調整も必要であると。それから、町の栄養士、献立を考える栄養士ともさらなる調整が必要であると。それから、今朝のニュースなどでも出てましたが、国全体として物価が上昇傾向にあると。そういうことを考え合わせますと、給食費を具体的に定めるのは今年いっぱい、年末までに定めるのが適当ではないかというふうに考えています。しかしながら、近隣の金額ベースで言いますと、例えば横須賀市が5,400円、鎌倉市も5,400円に近いです。逗子市が5,600円弱ということになっておりますので、おおむね葉山町の中学校給食費もその辺りの金額に近いところになるのではないかと今現在は想定しております。今後検討を進めた中で、教育委員会の皆様にはまたご報告をさせていただきたいと思っております。

補足は以上です。

教 育 長) ありがとうございます。それでは、これより質疑を行います。質問等ありますか。小峰委員、お願いいたします。

小 峰 委 員) 大変細かいことを伺うようで申し訳ないんですけども、学校給食費の公会計化になったときに、今まで学校が出していた給食費の会計報告、学期ごとあるいは年度末に出していたものは、どのような形態になるのかということがまず1点。

それから、物価が値上がりしたり、あるいは非常に食材が安く買ったのでお金が少し余ったりしたのは、それぞれの学校の中で調整できたと思うんですが、今後、町がやるとなると、それぞれの学校の行事食だとか、いろいろな特色のある献立を作ったときの学校ごとのばらつきをどのように調整するのか。

あとは、年度末に繰越金をゼロにするわけにもいかないもので、それぞれの学校だと、1か月分ぐらいは繰越できるようにしておいたのではないかと思います。そうでないと4月分が支払えなかったりするので、そういうやり繰りをしていたのではないかと思うのですけれども、町がやるとなると、そういうことはどうなるのか、いろいろとそれぞれの学校が独自の裁量でしてきたことが町全体になるとその辺のさじ加減がどうなるのかなという、大変細かいところを伺うので申し訳ないのですけれども、お答えできる範囲で伺わせていただきたいと思います。

教 育 長) 3点、年度末の会計報告のご指摘等々と、それから各校のばらつきの調整、年度末の処理、様々なところの繰越関係を含めてのところ、現状のところでお答えできるところで結構ですが、総務課長でよろしいですか。どうぞ。

教育総務課長) まず1点目、会計の報告に関しては、我々今まで扱っている消耗品であるとか工事であるとか、ああいった予算と同じで、葉山町議会で審査をしていただいたり、監査で審査をしていただいたりしますので、学校から何らかの報告をいただ

くという必要はなくなります。全て公会計として、我々の責任で書類を審査するようになります。

小峰委員) 今までは学校から、給食費これだけここに使いましたという、保護者に向けて会計報告を出していたんですけれども、今後は町のほうで処理して、保護者は自分が知りたければ調べることはできるけれども、特に保護者に向けて会計報告がされるということはないということでしょうか。

教育総務課長) おっしゃるとおりです。直接会計に関して保護者にお知らせをするということはありません。ただ、先ほど申し上げたように、皆さんに選んでいただいた議会であるとか、設置されている監査であるとかというところで審査をいただくようにこれからはなります。ただ、一方では、給食に関しての保護者への給食費以外の部分に関しては、積極的な情報発信というのが別には必要になってくるというふうに思いますので、運用当初は給食費に関しても丁寧なお知らせが必要なんじゃないかなというふうに思います。

2点目の特色に関しては、これまでのように学校の行事などと併せて、いろいろ工夫されてきた部分、これは公会計になっても残さなければならないというふうに思っています。ですので、これも継続が可能というふうにお考えいただいていいのではないかと思います。

3点目のところと絡むんですが、今までは入りが前提として出を考えるような発想があったと思います。ただ、公会計になりますと、年間としてこれだけの数の児童・生徒がいれば、出は幾らかというのは初めから固定しておりますので、その分を大前提として、出をまず決めてしまう。入りが仮に不足したとしても、一時的にはそれは行政が負担をした上で、後日必要な徴収事務に当たっていくということになりますので、むしろ今までの私会計のほうが、そこに対しては柔軟ではなかったと言えらると思います。公会計のほうがそこは柔軟に対応できるというふうに思います。

教 育 長) よろしいでしょうか。ほかにご質疑ございませんか。

ほかにご質疑がなければ、これにて終結しますけれども、よろしいですか。それでは、これにて終結をいたします。

議案第16号及び17号について、承認することにご異議ありませんか。

委員全員) 異議なし。

教 育 長) ご異議なしと認めます。

以上、議案第16号「葉山町学校給食費の管理に関する条例について」、議案第17号「葉山町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例及び葉山町非

常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり承認されました。

(各課からの報告)

教 育 長) 日程第7に移らせていただきます。各課からの報告に入ります。

生涯学習課のほうから、よろしいでしょうか。

生涯学習課長) それでは、生涯学習課から第74回の成人式について報告させていただきます。

成人式につきましては、先ほど教育長からの報告にもございましたように、令和4年1月10日(月曜日)祝日ですが、11時より式典を福祉文化会館のほうで行わせていただきました。出席者につきましては、新成人対象者数323名に対し、272名の方がご参加いただいた形となっております。町内在住者が239名、町外からは33名の成人が参加いただきました。

今年度につきましても、コロナの影響を鑑みまして、昨年度と同じように、例年やっております祝賀会については実施しませんでした。

それと、先ほども教育長からの説明にもございましたが、恩師の方には参加いただきました。23名の恩師の方に参加いただきました。

それと、今年度につきましても福祉文化会館のホールに新成人の方のみの入場といたしましたので、保護者の方たちのことを考えて、ライブ配信のほうをさせていただきます。ライブ配信につきましては、昨年度もお世話になって、また今年も下位委員のほうに全てやっていただいて、大変ありがたく思っております。その後の編集したものについても、ユーチューブにアップしていただいているんですけども、そちらについても下位委員のほうにやっていただいたという状況となっております。この場を借りてお礼を申し上げます。

成人式については以上です。

教 育 長) ありがとうございます。各課から、ほかにございますでしょうか。なければ、各課からの報告を終了いたします。

(その他)

教 育 長) 続きまして、日程第8「その他」について、何かございますでしょうか。鈴木委員、お願いします。

鈴 木 委 員) 前も話したかと思えます。お願いする形になるんですけどもね。いよいよ4月から18歳の成人に法律がなるんでね、18歳、19歳が狙われている。今度は親の承諾なしにいろいろなものがサインできる。サインできても、今までだったら

親の承諾がなければ破棄できるが今度は破棄できない。そのことを、うちはもちろん中学までだから、あまり触れる部分がないんだろうけど、中学生の1年ぐらいから、この問題についてはぜひ触れてほしいんです。道徳か公民か、私は分からないんですけど、先生にね。これは簡単に考えているけど、非常に狙われている。単純にいくと、ダイエットの薬とか化粧品とか、そういうものが分割で購入できる。サインしたら、使えるのはクーリングオフだけなんですよ。ということは、1週間しか時間がない。だから、切れた時点でアウト。今までだったら、それが成人という扱いにならないので、親の承諾がないということで棄却できるんだけど、今度はできない。このことをね、割と知らない子どもさんが非常に多いんです。だから、高校へ行く前の中学の時代に、今後18歳になればこういう権利になるけれども、メリットもあるけれども、まずは18歳、19歳からくるのは、メリットよりもはるかにデメリットのほうが多い。何せ試験通ったところで18歳の学生を司法書士として雇うかといったら、雇わないですからね、なかなか。だから、そういう何となくメリット的なものだけ。特に酒、たばこは駄目ですよ、そっちばかりのものを言っているんだけど、この業務、要するに企業側から言うとな、法律の非常に抜け道がおいしいと。悪い企業はそれを狙っているところがたくさんあるんです。大きな問題になってくるだろうというふうに僕も心配して、最近NHKなんかでもちょこちょこ触れているんだけどね。現実のところ触れてほしい。選挙に行かなくてもペナルティーはないわけだけど、成人になったときの契約条項というものが非常に怖いものだよと。これは要するに直筆のサインと三文判があれば誰でもできちゃう契約が多いですよ。実印等を押してなきゃ駄目だったらまた別なんですけど、ここのところ、よくよくね、校長先生、教頭先生、考えていただいて、道徳とか公民のところ、問題の怖さ、事例を挙げてね、警察なんかも多分ね、生活安全課がこういうのが問題だということを持っていると思うんですけど、その資料を持ってね、ものすごい怖いものなんですよ。極端に言ったらね。金利の制限はあるけれども、1回目から取れば、かなりの金利取れるんでね。そこのところを子どもたちに徹底していただきたい。今からお願いしておきたいんですよ。高校生になると、そんなこと教えてもね、なかなか身につかないんだよ。だから、小学校の5年以上でね、あと中学3年間ぐらいはね、毎年のようにこれにぜひ触れていただきたいということをお願いしておきたいんですけど。

教 育 長) これについては、高等学校の学習指導要領の中では、既に今度の4月から新カリが完全に実施されます。実は家庭科の中で消費者教育というところの項目で、

鈴木委員のご心配については必ず触れなさいという悉皆項目になっています。ですので、高1のところでは必ずそれは一旦触れられるということになります。高1におろした理由というのは年齢的な部分のところ、18歳になっていく子たちのところの部分で、必ず全員が18歳で成人になるところの人間の全員が消費者教育を受けて、今のお話のところをしっかりと分かるようにというところで文科が定めたところですが、一方おっしゃられているとおりで、できるだけ低年齢の段階から消費者教育は行うべきだと思いますので、これについてはまた校長会議の中で要望として承って、どこかのところで必ずね、消費者庁を含めていろんなところでペーパー出てますから、文科のことも出ますので、どこかで触れていただくような形で、せつかくのご提案ですから、非常にいいことだと思いますので、これはぜひやろうというところで、検討しましょう。よろしいでしょうか。鈴木委員、そんな形でよろしいですか。

鈴木委員) よろしくお願いたします。

教育長) ほかに何かございますでしょうか。よろしいですかね。

なければ、主な行事予定について、教育部長のほうから願いたします。

教育部長) 令和4年1月20日、県町村教育長会研究会（書面会議）

25日、三浦半島地区教育長協議会総会、こちらも書面会議に変更になってございます。

2月9日、定例校長会議、県市町村教育委員会教育長会議。

10日から町議会第1回定例会。

16日、定例教育委員会の予定。

2月16日の定例教育委員会の予定はよろしいでしょうか。それでは、10時ということでよろしく願いたします。

以上です。

教育長) それでは、以上をもちまして本日の日程は全て終了しましたので、これにて閉会といたします。

時刻は15時33分です。どうもありがとうございました。